

- (6) 合併後の国保運営協議会のそれぞれを代表する委員の数は3名とし、原則として旧町村よりそれぞれ1名ずつ選出する。
- (7) 鍼灸券の交付については、阿蘇町の規則を基本として統一する。
- (8) 健康づくり事業のうち、合併までに、各種検診・各種教室については継続の方向で検討し、家庭常備薬配付・無受診世帯表彰・イベント助成等については廃止の方向で検討する。

2.1 介護保険の取扱い

- (1) 保険料については、介護保険事業計画を基に合併時に統一する。納期等については阿蘇町の例による。
- (2) 介護給付費準備基金及び財政安定化基金貸付金については、合併時に持ち寄る。
- (3) 市町村特別給付事業及び保健福祉事業については、介護保険事業計画を基に合併までに調整する。

2.2 消防団の取扱い

- (1) 3町村の消防団は、合併時に統合する。
- (2) 団員定数については、合併直前の定数を新市に引き継ぐ。
- (3) 班長以上幹部の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 消防団の組織は、合併までに再編する。

2.3 行政区の取扱い

- (1) 行政区については、現行どおり新市に引き継ぎ、行政区の制度については一の宮町、阿蘇町の例による。
- (2) 区長の任期は、2年とする。区長の業務内容については、合併までに調整する。
- (3) 区の助成金については、新市で調整する。
- (4) 区長の報酬は、一の宮町の例により支給する。

2.4 姉妹都市の取扱い

姉妹都市については、新市において新たに存続について検討する。

2.5 国際交流事業の取扱い

- (1) 国際交流事業については、新市において新たに存続について協議する。
ただし、児童生徒を対象とした交流事業については、新市においても事業を実施するものとする。
- (2) 国内交流事業については、国際交流事業の取扱いに準じる。